

あなたの声を活かすしくみ
パブリックコメント



8月募集のパブリックコメント

電子申請システム「Graffer」始めました！

募集①

石狩市福祉タクシー助成事業の見直しについて

原案の概要	現行の石狩市福祉タクシー助成事業は、タクシーの利用に限定されており、地域によってはタクシーを利用しづらいことや障がいの部位により助成を受けられること等が課題となっていました。このため、自動車燃料助成の新設や障がい部位の撤廃等により、利用者の利便性の向上と利用促進を図ります。
意見募集期間	8月1日(木)～8月31日(土)
意見の検討結果	9月中に公表予定
問い合わせ先	障がい福祉課 (0133-72-3194)

募集②

石狩市福祉利用割引券交付事業の見直しについて

原案の概要	当該事業は、高齢者及び重度障がいの方々の社会参加促進などを目的に実施していますが、高齢者を取り巻く状況の変化などを総合的に捉え、将来を見通した持続可能な事業となるよう見直します。
意見募集期間	8月1日(木)～8月31日(土)
意見の検討結果	9月中に公表予定
問い合わせ先	高齢者支援課 (0133-72-7014)

募集③

石狩市使用料及び手数料等の改定について

原案の概要	市内の公共施設の使用料や、各種行政サービスの対価としていた だく手数料については、受益者負担の公平性を図る観点から、定期的な見直しを行うこととしており、この度、一部の施設使用料、手数料等において料金の見直しを検討します。
意見募集期間	8月1日(木)～8月31日(土)
意見の検討結果	9月中に公表予定
問い合わせ先	財政課 (0133-72-3154)

募集④

(仮称)石狩市子どもの権利に関する条例の制定について

原案の概要	子どもの権利を市全体で確認し、子どもの権利を大切にするまちづくりを推進するために必要な事項を定める条例を制定します。
意見募集期間	8月1日(木)～8月31日(土)
意見の検討結果	10月中に公表予定
問い合わせ先	子ども政策課 (0133-72-3192)

意見の提出方法

氏名、住所、連絡先を明記のうえ、持参・郵送・FAX・メール・音声ファイル・録音テープのいずれかもしくは電子申請で提出。電子申請は QR コードから

意見の提出先

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2(市役所1階)

石狩市役所 広聴・市民生活課 市民活動担当

TEL 0133-72-3191 FAX 0133-72-3199

メール seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

電子申請「Graffer」



※詳しくは、市 HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(市役所1階)市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください。

パブリックコメント 意見記入用紙

令和 年 月 日

(タイトル)

お名前 (団体名および代表者名)		
ご住所(または所在)		
連絡先	TEL)	FAX)
メールアドレス	@ ※メールアドレスをお持ちでない場合は、記入不要です。	

【ご意見記入欄】

- ※ 記入欄に書ききれない場合は、別紙に記入し、添付してください。様式は問いません。
 - ※ この記入用紙以外でご意見をお寄せいただく場合は、案件名、住所、氏名、連絡先をご記入ください。
 - ※ いただいたご意見の検討結果を公表する際は、ご意見の内容以外（ご住所・お名前・連絡先など）は公表いたしません。
 - ※ ご意見の受付後、約3日（土曜日・日曜日・祝日を除く）以内に、電話、FAX、Eメール等により、受け付けた旨のご連絡をいたします。

【意見の提出先】	<p>環境市民部 広聴・市民生活課 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2 TEL:72-3191 FAX:72-3199 E-mail: seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp</p>
【募集締切】	令和6年 8月 31 日(土)

石狩市子どもの権利に関する条例骨子

(パブリックコメント：一般用)

■なぜ子どもの権利条例をつくるのか

子ども施策を進めていくためには、市役所だけでなく、市民や子どもに関する施設など、石狩市全体で取り組む必要があり、そのための共通した基盤となるものが必要になります。

それが条例であり、子ども施策を将来にわたって進めていくための法的根拠になります。

石狩市では、次の4つの理由から子どもの権利条例について検討しています。

1. 「児童の権利に関する条約」に保障された4つの権利を知る

4つの権利は、「生きる権利」、「育つ権利」、「参加する権利」、「守られる権利」です。

子どもは未来を担う大切な一人の人間です。

この4つの権利について、子どもを含め、すべての市民が共通理解を持つ必要があると考えます。

2. おとなが果たすべき役割を明確にする

子どもには、おとの考え方を押し付けてしまいがちです。

子どもを一人の人間として尊重し、おとなは子どもの権利を理解して、その権利を守るように努める必要があります。

3. 子どもの権利が侵害されたときの救済体制を整備する

子どもが、虐待やいじめなどにより権利の侵害を受けたときには、速やかに救済する必要があります。

子どもの安全確保を最優先に、関係機関と連携して適切に対応したり、相談・救済体制を整備することも必要になります。

4. こどもまんなかまちづくりの推進

子どもは一人の市民であり、おとなと同じように意見や考えを持っています。

おとなは、子どもの意見や考えを受けとめ、子どものために最も良いことをいちばんに考えて、可能な限りそれを実現していきます。

■条例の概要

1. 条例の名称

条例の名称は、「石狩市子どもの権利に関する条例」とします。

2. 条例の骨子

前文

こどもは、それぞれが一人の人間として権利の主体であり、大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。あらゆる差別や不利益を受けることなく、夢や希望を抱き、幸せに生きる権利があります。

今、いじめや虐待、貧困などつらい状況にあるこどもがいたり、子育ての負担感や孤立感から不安を抱える保護者がいます。

石狩市こどもたちは、自分らしくすこやかに成長していくために、次のことを願っています。

- 命が守られ、自分らしく成長したい
- 安心して遊んだり、休んだり、学んだりしたい
- 自分で考えて行動し、おとなと同じように意見を言いたい
- おとなは責任を持ってこどもを育ててほしい
- いじめや暴力、差別、虐待のない社会になってほしい
- すべての人にこどもの権利を理解してほしい

おとなは、心豊かで安心できる環境をつくり、愛情を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの声を聴き、意見を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことをいちばんに考える責任があります。

わたしたちは、手話が言語であることを認め合えるまち、協働しながらまちづくりをすすめるまち、市民が行政活動に参加するまちに住んでいます。

こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考えのもと、どのような環境に生まれ、どのような状況で育っても、身近なところに安心できる居場所や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこどもがいつも笑顔で暮らせるみんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

1. 総則

(1) 条例の目的

この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）、日本国憲法及びこども基本法（令和4年法律第77号）の理念に基づき、こどもたちが安心して自分らしくすこやかに成長していくため、こどもにとって大切な権利が将来にわたって保障され、総合的に施策を推進していくことを目的とします。

(2) 言葉の意味

- こどもとは、心身の発達の過程にある者をいいます
- おとなとは、こども以外の者をいいます
- 保護者とは、親と里親など親に代わってこどもを養育する者をいいます
- こどもに關係する施設とは、市内にある、認定こども園、保育所、学校、児童館、児童通所施設など、こどもが育ち、学び、活動するための施設をいいます

2. こどもにとって大切な権利

(1) 安全に安心して生きる権利

- 命が守られ、平和で安全な環境で、安心して暮らすことができます

- 愛情と理解を持って育まれ、健やかに成長することができます
- 障がいがあることや性別などの理由による、あらゆる差別を受けません

(2) 自分らしく成長できる権利

- 一人ひとりの能力や個性を伸ばしながら成長できます
- 自分にあった方法で学ぶことができます
- 遊ぶことも休むこともできます
- こどもであることにより、不当な扱いを受けません

(3) 意見を表明し、参加する権利

- 自分の考えや意見を表すことができ、大切に受け入れられます
- 必要な情報を得ることができます
- 自分の関わることについての決定に参加することができます
- いろいろな考えの人が集まって仲間になることができます

(4) 自分を守り、守られる権利

- あらゆる権利の侵害から守られます
- いじめや虐待などのあらゆる暴力から、心や体が傷つかないように守られます
- 秘密は守られます
- 失敗してもやり直すチャンスや支援を受けることができます

3. おとな等の役割と市の責務

(1) おとなの役割

- おとなは、こどもの権利が守られるように努めます
- 事業者は、仕事と子育てが両立できるような環境をつくるように努めます

(2) 保護者の役割

- 保護者は、こどものために最も良いことをいちばんに考えて、愛情と理解を持ってこどもを育てます
- 保護者は、安心して子育てができるように、必要な支援を受けることができます

(3) こどもに関係する施設の役割

- こどもに関係する施設は、こどものために最も良いことをいちばんに考えて、指導や支援を行いながら、保護者と連携してこどもを育てます
- こどもに関係する施設は、こどもの年齢や個性に応じて、こどもの主体的な活動を支えます
- こどもに関係する施設は、いじめや虐待などの防止に努め、相談しやすい環境を整えます

(4) 市の責務

- 市は、こどもの権利を保障するため、国や他の自治体、関係機関と連携、協力して必要

な支援をします

- 市は、保護者や子どもに関係する施設がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援をします
- 市は、子どもが自分らしく、安心して過ごすことができる居場所づくりに取り組みます

4. 子どもの参加と意見表明

(1) 子どもの参加

- 子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます
- おとなは、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます
- 子どもに関係する施設は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れたり、子どもが参加したり、決定に関わることができます
- 市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときは、おとなと同じように、子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます
- 市は、子どもが市政に対して意見を表明し、自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりを推進します
- 市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます
- 市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見を取り入れたり、参加できる仕組みづくりに努めます

(2) 子どもの意見表明

- 子どもは、自分の意見を表明することができます
- 子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません
- 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重します
- 市、おとなおよび子どもに関係する施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます
- 市、おとなおよび子どもに関係する施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分の意思を正しく表現できない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます
- 市、おとなおよび子どもに関係する施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どものために最も良いことが優先されるよう考慮します
- 市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます

5. 子どもの権利侵害に関する相談と救済

(1) 相談

- 市は、子どもの権利の侵害に対する相談体制を整えます
- 市は、相談の内容に応じて、教育・保育機関や他の相談機関等、必要な関係機関と連携

し、状況の改善に努めます

(2) 救済

- 市は、いじめや虐待など、権利の侵害を受けたこどもとその保護者に対して、速やかに適切な救済と回復を支援するために「こどもの権利救済委員」を条例に基づく附属機関として設置します
- 市は、権利の侵害を受けたこどもやその保護者が救済を求めた場合、二次的な被害が起らないよう、最大限の配慮をします

6. 条例を推進するためのしくみ

(1) 推進計画の策定

- 市は、総合的にこどもの権利を保障するため、こどもの権利推進計画を策定します
- こどもの権利推進計画は、市のこども施策に関する基本計画（石狩市こどもビジョン）に位置付けます

(2) 計画の推進体制

- 市は、こどもの権利に関する施策の進行状況について、毎年度調査します
- 調査結果は、石狩市子ども・子育て会議に報告し、評価と意見を求めます

(3) こどもの権利の普及啓発

- 市は、市民に対し、こどもの権利の普及啓発を行います
- 市は、こどもの権利に関する理解や関心を深めるために、石狩市こどもの権利月間を定めます
- 石狩市こどもの権利月間は、毎年11月とします（11月20日は国連総会で児童の権利に関する条約が採択された日）

3. 条例の施行期日等

- 条例の施行期日は令和7年4月1日とします
- 本条例は、施行後5年を目途に、その内容について検討を加え、必要に応じて見直しを行います

みんなにやさしいまちをめざし

いしかりし けんり かん じょうれい 「石狩市子どもの権利に関する条例」をつくります

いしかりし 石狩市では、「子どもの権利」をみんなが理解して、
こどもにとって一番良いことが本当になるように
条例をつくろうとしています。
「条例」というのは、市民がみんなで決めて、みんな
で守るまちのルールです。
これを読んで感じたことを教えてください。

おとなの皆様へ

このパンフレットは、来年4月に施行予定の
「子どもの権利に関する条例」の制定にあたり、こどもの意見を聴くために作成しました。お子さんと一緒に読みいただき、ぜひご意見をお寄せください。

どうが
こちらの動画もみてね！



「子どもの権利条例」について質問はありますか？



子どもの権利ってなんですか？

すべての子どもが、すこやかに自分らしく育つために必要なことです。
世界のたくさんの国が話し合って、1989年に「児童の権利に関する
条約(子どもの権利条約)」がつくられて、日本も1994年に賛成してい
ます。



どうして条例をつくるの？

子どもが安心してしあわせに暮らせるように、多くの人に子どもの権利
を知ってもらったり、それぞれの役割を決めたり、困ったときに助けてく
れるところをつくりたりする必要があります。そのルールを決めたも
のが条例です。条例はみんなの意見を聴いてつくります。



では、石狩市の条例の前文から見ていきましょう！



1. 前文

じょうれい たいせつ
条例の大切なメッセージだよ



こどもは、それぞれがひとりの^{にんげん}人間として権利の^{けんり}主体であり、大きな可能性^{しゅたい}を持ったかけがえのない存在であります。あらゆる差別や不利益^{さべつ ふりえき}を受けることなく、夢や希望^{ゆめ きぼう}を抱き、幸せに生きる権利^{いだ}があります。今、いじめや虐待^{ぎやくたい}、貧困などつらい状況^{じょうきょう}にあるこどもがいたり、子育ての負担感^{こだんかん}や孤立感^{こりょかん}から不安を抱える保護者^{ほごしゃ}がいます。

いしかりし
石狩市のこどもたちは、自分らしくすこやかに成長していくために、右のことを願っています。

おとなは、心豊かで安心できる環境^{かんきょう}をつくり、愛情^{あいじょう}を持ってこどもを守り育てます。そして、こどもの声^{こゑ}を聴き、意見^{き見}を尊重して一緒に考え、こどものために最も良いことをいちばんに考える責任^{かんがえ}があります。

わたしたちは、手話^{しゅわ}が言語^{げんご}であることを認め^{みと}あえるまち、協働^{きょうどう}しながらまちづくりをすすめるまち、市民^{しみん}が行政活動^{ぎょうせいかつどう}に参加^{さんか}するまちに住んでいます。

いしかりし
こどもたちの今と未来のために石狩市は、「こどもまんなかまちづくり」の考え方^{かんが}のもと、どのような環境^{かんきょう}に生まれ、どのような状況^{じょうきょう}で育っても、身近なところに安心できる居場所^{みぢか}や頼れる人がいて、悩みや思いを話すことができ、相手も自分も大切にしながら、すべてのこどもがいつも笑顔^{えがお}で暮らせるみんなにやさしいまちを目指し、この条例を定めます。

2. こどもにとって大切な権利



こどもの権利条約^{けんりじょうやく}ってなんですか？

「こどもの権利条約^{けんりじょうやく}」は、こどももおとなと同じように一人の人間として権利^{けんり}があることを認めています。こどもは年齢^{ねんれい}に応じて手伝つたり、守つたりする必要^{ひつよう}があるので、こどもならではの権利^{けんり}も定め、世界中の国で守ついくことを決めたとても大事な条約^{じょうやく}です。



条約^{じょうやく}にはどんな権利^{けんり}があるの？

じょうやく
条約^{じょうやく}には、①生きる権利^{いはんり}、②育つ権利^{そだはんり}、③参加する権利^{さんかはんり}、
④守られる権利^{まもはんり}の4つの権利^{けんり}があります。

では、次は石狩市の条例の内容^{のうよう}を見ていきましょう！



いしかりし 石狩市のこともの権利

あんぜん あんしん い けんり 安全に安心して生きる権利

愛されて育てられます。
病気やケガをしても、病院に行けます。
障がいや性別などで差別されません。

じぶん せいちょう けんり 自分らしく成長できる権利

自分にあった方法で学ぶことができます。
自分で考えて遊んだり、疲れたときには休むことができます。
安心できる居場所があります。

いけん ひょうめい さんか けんり 意見を表明し、参加する権利

自分の考え方や意見を伝えることができ、大切に受け入れられます。
自分に関わることにはおとなと同じように市民の一人として参加できます。

じぶん まも まも けんり 自分を守り、守られる権利

いじめや虐待を受けません。
困ったときは、相談したり、助けてもらえます。
あぶないことや犯罪から守られます。
秘密は守られます。



こどもの権利はわかったけど、どうやって守られるの？

案例では、こどもの権利を守るための役割を決めます。
そして、こどもの権利を多くの人に知ってもらうことが必要だと考えています。また、こどもの権利を守ったり、傷つけられたときに救ってくれるしくみをつくります。
では、次はこどもの権利を守る方法を見ていきましょう！



3. こどもの権利を守るためにの役割



おとな

市民みんなで子どもの権利を守るように協力します。仕事と子育てが両方ともできるようにします。

ほごしゃ 保護者

愛情を持って子どもを育てます。子どもの声を聞き、子どもにとって何が良いのかを子どもと一緒に考えます。

しせつ こどもの施設

こどもがやりたいことをこどもと一緒に考えます。こどもが相談できたり、安心できる居場所になるようにします。

し し やくしょ 市(市役所)

子どもの権利を守るためにルールや計画をつくったり、お知らせします。市民や保護者などを支援します。

4. 子どもの権利月間

11月だよ



子どもの権利を守るためにには、子どもにもおとなにも、子どもの権利を知ってもらうことがとても大切です。石狩市では毎年11月を「子どもの権利月間」として、子どもの権利を知る機会をつくります。

5. 子どもの権利救済委員会



子どもの権利救済委員会



弁護士や臨床心理士など
が委員となって、子ども
の権利が傷つけられたと
きに救う方法を考えた
り、しくみを変えるように
働きかけます。



子どもの権利調査相談員



子どもの権利について市民にお知らせしたり、救済委員からの指示で調査します。また、子どもがいじめられたり、虐待を受けたり何か困ったときにお話を聴きます。

子どものみなさんへ

これに書いてあることが「石狩市子どもの権利条例」になります。これを読んでみて「これはいいな」、「これは大事だな」、「これはイヤだな」と思ったことや感想などを、ぜひ教えてください。みなさんからの意見は、市が一生懸命考えて、条例をつくるときや子どものために行動するときに活かしていきます。また、すべての意見に回答します。



意見の締め切りだよ



質問はこちらにしてね

8月31日(土)

いしかりし こ せいさく か
石狩市子ども政策課

Tel:0133-72-3192
E-mail:kss-k@city.ishikari.hokkaido.jp

こちらのフォームから意見を
お送ってください



おとの皆様へ

市では子どもの権利に関する条例案についてのご意見を募集しております。

一般用の資料もありますので、市のホームページからご覧ください。

意見の提出方法

文書持参、郵送、FAX、Eメール、オンライン申請、音声ファイル、録音データのいずれか(氏名、住所、連絡先を明記)で下記まで提出してください。

提出先

石狩市環境市民部広聴・市民生活課
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目 30-2
Tel:0133-72-3191/Fax:0133-72-3199
E-mail:seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp